

信州の環境にやさしい農産物認証実施要領 新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>一部改正 平成 29 年 12 月 6 日 29 農技第 420 号農政部長通知</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>一部改正 平成 28 年 10 月 20 日 28 農技第 397 号農政部長通知</u></p>
<p>第 1～3 条 (略) (認証申請の方法)</p> <p>第 4 条 要綱第 3 条第 1 項の規定による認証申請を行うことができる者は、原則として長野県内に住所を有し、ほ場を所有又は借入れている者とする。なお、法人又は団体の要件については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農地所有適格法人 (2) 農地法第 3 条第 3 項又は農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき農地を借入れている農地所有適格法人以外の法人 (3) 農業協同組合 (4) 小中学校、農業高校、農業関係専修学校及び福祉施設等 (5) 次の全ての条件を満たす営農集団 ア 代表者の定めがあること イ 組織及び運営についての規約の定めがあること ウ 集団を構成する農業者が 3 戸以上であること</p> <p>2 前項の「原則として長野県内に住所を有し、ほ場を所有又は借入れている者」とは、認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という。）が県外の住所の場合は、生産工程管理者が長野県内に住所を有する場合は認めるものとする。</p> <p>3 要綱第 3 条第 1 項の規定による信州の環境にやさしい農産物の認証申請は、次によるものとする。 (1) 信州の環境にやさしい農産物認証申請書（以下「認証申請書」という。）の様式は、別記第 1 号様式によるものとする。 (2) 認証申請書は、原則としてほ場が所在する<u>地域振興局</u>農政課へ、1 月末日までに提出するものとする。 (3) <u>地域振興局農政課長</u>は、必要書類を確認の上、農政部農業技術課へ進達するものとする。 (4) 要綱第 3 条第 2 項の規定による依頼の様式は、別記第 2 号様式によるものとする。</p> <p>4 申請は、前条の認証基準で定める品目単位に行うものとする。</p> <p>5 <u>申請ほ場は</u>、原則として<u>申請者が居住する地域のある地域振興局が管轄する</u>範囲とする</p> <p>第 5 条 (略) (認証表示)</p> <p>第 6 条 要綱第 3 条第 3 項の規定により使用を許可する認証票の様式は、別記第 4 号様式に定めるとおりとする。</p> <p>2 認証票の表示方法は、認証を受けた農産物へ認証票を貼付するか、容器包装類への貼付又は印刷によるものとする。なお、販売方法等により必要としない場合は、あらかじめ申請にその旨を記入することにより、農産物等への貼付を省略することができる。</p> <p>3 前項に定める他、次のいずれかの場合は使用できるものとする。 (1) 認証制度を消費者に周知するための表示であって次の場合 ア 予約をとる場合等のチラシ広告 イ 直売等で専用売場を設けて販売する場合の看板広告、ポスター、ポップ等 ウ 認証農産物の生産者及び団体（以下「認証農産物生産者」という。）のホームページ (2) その他、知事が特別に認めた場合</p> <p><u>4 (削除)</u></p>	<p>第 1～3 条 (略) (認証申請の方法)</p> <p>第 4 条 要綱第 3 条第 1 項の規定による認証申請を行うことができる者は、原則として長野県内に住所を有し、ほ場を所有又は借入れている者とする。なお、法人又は団体の要件については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 農地所有適格法人 (2) 農地法第 3 条第 3 項又は農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき農地を借入れている農地所有適格法人以外の法人 (3) 農業協同組合 (4) 小中学校、農業高校、農業関係専修学校及び福祉施設等 (5) 次の全ての条件を満たす営農集団 ア 代表者の定めがあること イ 組織及び運営についての規約の定めがあること ウ 集団を構成する農業者が 3 戸以上であること</p> <p>2 前項の「原則として長野県内に住所を有し、ほ場を所有又は借入れている者」とは、認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という。）が県外の住所の場合は、生産工程管理者が長野県内に住所を有する場合は認めるものとする。</p> <p>3 要綱第 3 条第 1 項の規定による信州の環境にやさしい農産物の認証申請は、次によるものとする。 (1) 信州の環境にやさしい農産物認証申請書（以下「認証申請書」という。）の様式は、別記第 1 号様式によるものとする。 (2) 認証申請書は、原則としてほ場が所在する<u>地方事務所</u>農政課へ、1 月末日までに提出するものとする。 (3) <u>地方事務所</u>は、必要書類を確認の上、農政部農業技術課へ進達するものとする。 (4) 要綱第 3 条第 2 項の規定による依頼の様式は、別記第 2 号様式によるものとする。</p> <p>4 申請は、前条の認証基準で定める品目単位に行うものとする。</p> <p>5 <u>申請ほ場のまともりは</u>、原則として<u>地方事務所</u>の範囲とする。</p> <p>第 5 条 (略) (認証表示)</p> <p>第 6 条 要綱第 3 条第 3 項の規定により使用を許可する認証票の様式は、別記第 4 号様式に定めるとおりとする。</p> <p>2 認証票の表示方法は、認証を受けた農産物へ認証票を貼付するか、容器包装類への貼付又は印刷によるものとする。なお、販売方法等により必要としない場合は、あらかじめ申請にその旨を記入することにより、農産物等への貼付を省略することができる。</p> <p>3 前項に定める他、次のいずれかの場合は使用できるものとする。 (1) 認証制度を消費者に周知するための表示であって次の場合 ア 予約をとる場合等のチラシ広告 イ 直売等で専用売場を設けて販売する場合の看板広告、ポスター、ポップ等 ウ 認証農産物の生産者及び団体（以下「認証農産物生産者」という。）のホームページ (2) その他、知事が特別に認めた場合</p> <p><u>4 第 2 条第 1 項に規定する要件により認証を受けた場合は、平成 29 年産認証農産物について平成 28 年度に作成された認証票（在庫）に限り旧認証番号が表示された認証票の使用も認めるものとする。</u></p>
<p>第 7～8 条 (略)</p>	<p>第 7～8 条 (略)</p>

(現地確認調査)

第9条 要綱第5条第2項の規定による現地確認調査は、審査機関が次に定める事項について行うものとする。
なお、調査時期は収穫前とし、認証農産物生産者との日程調整については、地域振興局農政課が行い、調査当日は同行するものとする。

- (1) 生産ほ場及び栽培管理状況
- (2) 土壌改良資材、肥料及び農薬等使用状況の認証基準、要綱第3条第1項の信州の環境にやさしい農産物生産計画及び要綱第8条第1項の信州の環境にやさしい農産物変更届との適合状況
- (3) その他必要と認める事項

2 要綱第5条第2項の規定による現地確認調査にあたり、認証農産物生産者は、全生産者の土壌改良資材、肥料及び農薬等の使用状況を確認できる管理・記録簿等の資料を審査員へ提出しなければならない。

3 第1項第1号の確認は、認証農産物生産者のほ場から審査機関が無作為に抽出して実施するものとする。

4 第1項第2号の確認は、第2項に規定する資料を調査の上、実施するものとする。

5 要綱第5条第2項の規定による結果報告書の様式は、別記第7号様式によるものとする。

6 要綱第5条第3項の確認は、農業改良普及センターが行うものとする。

7 その他必要な事項は、別に定める。

第10～11条 (略)

(計画の変更)

第12条 要綱第8条第1項の規定による信州の環境にやさしい農産物生産計画の変更は、次によるものとする。

(1) 要綱第8条第1項の規定による信州の環境にやさしい農産物生産計画変更届(以下「変更届」という。)の様式は、別記第9号様式によるものとする。

(2) 要綱第8条第1項の規定による別に定める変更届の提出が必要な事項は、別表1のとおりとする。
また、変更届の提出が不要な事項は、別表2のとおりとする。ただし、変更届の提出が不要な場合であっても変更内容については、現地確認調査の際、審査員に報告するものとする。

(3) 変更届は、認証申請書を提出した地域振興局農政課長へ提出するものとする。

(4) 地域振興局農政課は、必要書類を確認の上、別表1に沿って、農政部農業技術課へ進達するものとする。

(5) 要綱第8条第3項に規定する審査機関の書類及び現地審査の結果の報告は、別記第9号様式の所定の欄への審査員の署名等をもってあてる。

2 要綱第8条第5項に規定による変更届を不受理とする事項は別表3のとおりとする。

(認証農産物生産者の責務)

第13条 要綱第9条第1項第1号の規定は、信州の環境にやさしい農産物の生産、販売・出荷、品質管理、及び土づくりの状況、農薬、肥料・土壌改良資材の購入使用状況、並びに認証票の使用・保管の各記録の内容、若しくはこれら記録簿に適用するものとする。

2 要綱第9条第1項第4号の規定による認証ほ場看板は、原則、審査機関が送付するものを使用し、各生産者の代表となるほ場に設置するとともに、代表となるほ場以外のほ場には写し(拡大・縮小可)を設置するよう努める。

3 要綱第9条第1項第5号の規定による届出は、別記第10号様式により行うものとし、速やかに地域振興局農政課を経由して、農政部農業技術課に報告するものとする。

4 要綱第9条第1項第6号の規定による実績報告書の様式は、別記第11号様式によるものとし、その報告期限は、認証期間終了後30日以内に、地域振興局農政課を経由して、農政部農業技術課に報告するものとする。

(生産工程管理者の役割)

第14条 要綱第10条の規定による生産工程管理者の役割は、以下のとおりとする。

- (1) 生産ほ場の状況の把握と適切な指導
- (2) 現地確認調査への立ち会い
- (3) 組織内の生産者から提出される書類の内容確認及び取りまとめ
- (4) 肥料、農薬、環境にやさしい農業等に関する研修会への参加等による技術習得

第15条 (略)

(現地確認調査)

第9条 要綱第5条第2項の規定による現地確認調査は、審査機関が次に定める事項について行うものとする。
なお、調査時期は収穫前とし、認証農産物生産者との日程調整については、地方事務所農政課が行い、調査当日は同行するものとする。

- (1) 生産ほ場及び栽培管理状況
- (2) 土壌改良資材、肥料及び農薬等使用状況の認証基準、要綱第3条第1項の信州の環境にやさしい農産物生産計画及び要綱第8条第1項の信州の環境にやさしい農産物変更届との適合状況
- (3) その他必要と認める事項

2 要綱第5条第2項の規定による現地確認調査にあたり、認証農産物生産者は、全生産者の土壌改良資材、肥料及び農薬等の使用状況を確認できる管理・記録簿等の資料を審査員へ提出しなければならない。

3 第1項第1号の確認は、認証農産物生産者のほ場から審査機関が無作為に抽出して実施するものとする。

4 第1項第2号の確認は、第2項に規定する資料を調査の上、実施するものとする。

5 要綱第5条第2項の規定による結果報告書の様式は、別記第7号様式によるものとする。

6 要綱第5条第3項の確認は、農業改良普及センターが行うものとする。

7 その他必要な事項は、別に定める。

第10～11条 (略)

(計画の変更)

第12条 要綱第8条第1項の規定による信州の環境にやさしい農産物生産計画の変更は、次によるものとする。

(1) 要綱第8条第1項の規定による信州の環境にやさしい農産物生産計画変更届(以下「変更届」という。)の様式は、別記第9号様式によるものとする。

(2) 要綱第8条第1項の規定による別に定める変更届の提出が必要な事項は、別表1のとおりとする。
また、変更届の提出が不要な事項は、別表2のとおりとする。ただし、変更届の提出が不要な場合であっても変更内容については、現地確認調査の際、審査員に報告するものとする。

(3) 変更届は、認証申請書を提出した地方事務所へ提出するものとする。

(4) 地方事務所は、必要書類を確認の上、別表1に沿って、農政部農業技術課へ進達するものとする。

(5) 要綱第8条第3項に規定する審査機関の書類及び現地審査の結果の報告は、別記第9号様式の所定の欄への審査員の署名等をもってあてる。

2 要綱第8条第5項に規定による変更届を不受理とする事項は別表3のとおりとする。

(認証農産物生産者の責務)

第13条 要綱第9条第1項第1号の規定は、信州の環境にやさしい農産物の生産、販売・出荷、品質管理、及び土づくりの状況、農薬、肥料・土壌改良資材の購入使用状況、並びに認証票の使用・保管の各記録の内容、若しくはこれら記録簿に適用するものとする。

2 要綱第9条第1項第4号の規定による認証ほ場看板は、審査機関が送付するものを使用し、各生産者の代表となるほ場に設置するとともに、代表となるほ場以外のほ場には写し(拡大・縮小可)を設置するよう努める。

3 要綱第9条第1項第5号の規定による届出は、別記第10号様式により行うものとし、速やかに地方事務所を経由して、農政部農業技術課に報告するものとする。

4 要綱第9条第1項第6号の規定による実績報告書の様式は、別記第11号様式によるものとし、その報告期限は、認証期間終了後30日以内に、地方事務所を経由して、農政部農業技術課に報告するものとする。

(生産工程管理者の役割)

第14条 要綱第10条の規定による生産工程管理者の役割は、以下のとおりとする。

- (1) 生産ほ場の状況の把握と適切な指導
- (2) 現地確認調査への立ち会い
- (3) 組織内の生産者から提出される書類の内容確認及び取りまとめ
- (4) 肥料、農薬等に関する研修会への参加等による技術習得

第15条 (略)

(その他)

第 16 条 第 16 条 次の各号に該当する者及び団体からの認証申請は受理しないものとする。

- (1) 要綱第 7 条第 1 項第 3 号又は第 5 号の規定により、認証を取り消された者及び団体。
- (2) 要綱第 9 条第 1 項第 6 号の報告のない者及び団体。

(削除)

(3) 土壤診断結果に基づく施肥の実施等技術的な改善の指摘を受けても、なお、改善する意欲のない者及び団体。

(4) 要綱・実施要領に規定される事務手続き等について改善の指摘を受けても、なお、改善する意欲のない者及び団体。

附則

この要領は、平成 20 年 10 月 10 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 11 月 10 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 12 月 3 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 11 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 月 日から施行する。

別記 1

(実施要領第 3 条関係)

信州の環境にやさしい農産物認証基準

1～2 (略)

3 生産管理等の基準

(1) (略)

(2) 土づくりに関する事項

ア 土壤診断は、1 生産者あたり 1 カ所以上のほ場について、3 年に 1 回以上実施すること。

養液栽培にあつては、原水診断をおこなうこと。

イ 土壤診断に基づき、原則として以下のいずれかの方法により土づくりを行うこと。

(ア)「長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(以下「指針」という。)に基づき、土づくり技術を実施。

(イ)「主要穀類等指導指針」に基づき、土づくりを総合的に実施。

(ウ)「果樹指導指針」に基づき、深耕、草生栽培等の土壤管理技術を適切に実施。

(エ)「野菜栽培指標」に基づき、地力の維持、増進を総合的に実施。

(オ) 養液栽培にあつては、原水診断に基づいた施肥設計を行い、養液に用いた廃液及び廃培地の適正な処分を行う。

ウ 未熟な堆肥が施用されていないこと。

エ 有機質資材の投入にあたっては環境に配慮するものとし、施用量は「有機質資材適正施用ガイドライン」又は「有機物施用の手引き」に準ずること。

(3)～(4) (略)

4 (略)

(その他)

第 16 条 第 16 条 次の各号に該当する者及び団体からの認証申請は受理しないものとする。

- (1) 要綱第 7 条第 1 項第 3 号又は第 5 号の規定により、認証を取り消された者及び団体。
- (2) 要綱第 9 条第 1 項第 6 号の報告のない者及び団体。

(3) 認証されながら、正当な理由がなく認証票の使用実績のない者及び団体。

(4) 土壤診断結果に基づく施肥の実施等技術的な改善の指摘を受けても、なお、改善する意欲のない者及び団体。

(5) 要綱・実施要領に規定される事務手続き等について改善の指摘を受けても、なお、改善する意欲のない者及び団体。

附則

この要領は、平成 20 年 10 月 10 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 11 月 10 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 12 月 3 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 11 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。

(追加)

別記 1

(実施要領第 3 条関係)

信州の環境にやさしい農産物認証基準

1～2 (略)

3 生産管理等の基準

(1) (略)

(2) 土づくりに関する事項

ア 土壤診断は、1 生産者あたり 1 カ所以上のほ場について、3 年に 1 回以上実施すること。

(追加)

イ 土壤診断に基づき、原則として以下のいずれかの方法により土づくりを行うこと。

(ア)「長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(以下「指針」という。)に基づき、土づくり技術を実施。

(イ)「主要穀類等指導指針」に基づき、土づくりを総合的に実施。

(ウ)「果樹指導指針」に基づき、深耕、草生栽培等の土壤管理技術を適切に実施。

(エ)「野菜栽培指標」に基づき、地力の維持、増進を総合的に実施。

(オ) (追加)

ウ 未熟な堆肥が施用されていないこと。

エ 有機質資材の投入にあたっては環境に配慮するものとし、施用量は「有機質資材適正施用ガイドライン」又は「有機物施用の手引き」に準ずること。

(3)～(4) (略)

4 (略)

(実施要領第 12 条関係)

別表 1

変更届の提出が必要な事項	変更届提出時の地域振興局農政課の事務
①認証申請時に生産計画書に記載した土壌改良資材、化学肥料、化学合成農薬（要綱第 2 条 別表 2 の農薬を除く）を変更する場合	現地調査において、審査員に変更内容の確認を受け、適切であると判断された後、速やかに農業技術課へ進達する。
②認証面積を変更する場合 ③集団において生産者を変更する場合 ④認証票の利用方法を変更する場合 ⑤制作枚数を変更する場合	速やかに農業技術課へ進達する。

別表 2～3 (略)

別記第 1 号様式 (略)

(実施要領第 12 条関係)

別表 1

変更届の提出が必要な事項	変更届提出時の地方事務所の事務
①認証申請時に生産計画書に記載した土壌改良資材、化学肥料、化学合成農薬（要綱第 2 条 別表 2 の農薬を除く）を変更する場合	現地調査において、審査員に変更内容の確認を受け、適切であると判断された後、速やかに農業技術課へ進達する。
②認証面積を変更する場合 ③集団において生産者を変更する場合 ④認証票の利用方法を変更する場合 ⑤制作枚数を変更する場合	速やかに農業技術課へ進達する。

別表 2～3 (略)

別記第 1 号様式 (略)

信州の環境にやさしい農産物生産計画書

- 1 (略)
- 2 生産計画の内容
 - (1) ~ (2) (略)
 - (3) 土づくり等の概要
 - ア 土づくりの概要

直近の土壌診断実施年月	平成	年	月
-------------	----	---	---

土壌診断結果に基づく土づくり計画
<p>※ 必ず記入すること</p>

- 注1) 土壌診断書(養液栽培の場合は原水診断書)を添付のこと
- 2) 土壌診断は、3年以内であること。(申請時)
 - 3) 本欄には、土づくりの考え方等を記載することとし、具体的な資材等については、(3)イ 土壌改良材等その他資材の施用計画に記載すること
 - 4) 養液栽培にあっては、原水診断に基づき養液調整を行い、養液に用いた廃液及び廃培地の処理方法について記載すること。

イ 土壌改良材等その他資材の施用計画 単位：kg/10a、%

種類・名称	施用量	成分名及び 成分量	備考

- 注1) 記載する資材は、石灰資材等土壌改良剤等の他、木酢液、漢方薬等について記載すること。
- 2) くみあい肥料ガイドブック(JA全農長野編)に未記載の肥料については、パンフレット等成分がわかる資料を添付すること。
 - 3) 堆肥等の有機質資材は、資材名(牛糞堆肥、豚糞堆肥等)、10a当たり施用量等を記載し、備考欄には施用時期、入手先等を記載すること。また、自家製造の場合は、製造方法(堆肥舎、スクープ式)、堆積期間等を備考欄に記載する。
 - 4) レンゲ等前年度に緑肥作物を栽培した場合は、緑肥作物名、は種量等を記載する。
 - 5) 水稲作の場合で、前年作の稲わらをすき込んだ場合は、施用量を記載する。
 - 6) 果樹等で、草生栽培を実施している場合は、草種、は種時期等を記載する。また、深耕を実施する場合は、年度別深耕計画を記載する。

信州の環境にやさしい農産物生産計画書

- 1 (略)
- 2 生産計画の内容
 - (1) ~ (2) (略)
 - (3) 土づくり等の概要
 - ア 土づくりの概要

直近の土壌診断実施年月	平成	年	月
-------------	----	---	---

土壌診断結果に基づく土づくり計画
<p>※ 必ず記入すること</p>

- 注1) 土壌診断書を添付のこと
- 2) 土壌診断は、3年以内であること。(申請時)
 - 3) 本欄には、土づくりの考え方等を記載することとし、具体的な資材等については、(3)イ 土壌改良材等その他資材の施用計画に記載すること
 - 4) (追加)

イ 土壌改良材等その他資材の施用計画 単位：kg/10a、%

種類・名称	使用量	成分名及び 施用量	備考

- 注1) 記載する資材は、石灰資材等土壌改良剤等の他、木酢液、漢方薬等について記載すること。
- 2) くみあい肥料ガイドブック(JA全農長野編)に未記載の肥料については、パンフレット等成分がわかる資料を添付すること。
 - 3) 堆肥等の有機質資材は、資材名(牛糞堆肥、豚糞堆肥等)、10a当たり施用量等を記載し、備考欄には施用時期、入手先等を記載すること。また、自家製造の場合は、製造方法(堆肥舎、スクープ式)、堆積期間等を備考欄に記載する。
 - 4) レンゲ等前年度に緑肥作物を栽培した場合は、緑肥作物名、は種量等を記載する。
 - 5) 水稲作の場合で、前年作の稲わらをすき込んだ場合は、施用量を記載する。
 - 6) 果樹等で、草生栽培を実施している場合は、草種、は種時期等を記載する。また、深耕を実施する場合は、年度別深耕計画を記載する。

(4)～(5) (略)

3～4 (略)

別記第2号様式 (略)

別記第3-1号様式

(認証する場合)



信州の環境にやさしい農産物認証

認 定 書

長野県指令 番号

住所

氏名

信州の環境にやさしい農産物認証要綱第3条第3項の規定に基づき、
年 月 日付けの申請について、
認証基準を満たすものであることを認め、
信州の環境にやさしい農産物に認証するとともに、
認証票の使用を許可します。

年 月 日

長野県知事 印

品 目	
区 分	
認証番号	

認証票の使用許可に関する条件

認証票の使用許可期間	年 月 日 ～ 年 月 日
環境にやさしい農産物の販売又は出荷数量	
認証票の利用方法	
認証票の作製枚数	
その他の条件	

【注意】

認証票の印刷に際しては本認証通知書を印刷業者に提示し、
上記指定枚数の範囲内で作製してください。

(4)～(5) (略)

3～4 (略)

別記第2号様式 (略)

別記第3-1号様式

(認証する場合)

長野県指令 番号

信州の環境にやさしい農産物認証通知書

住所

氏名

信州の環境にやさしい農産物認証要綱第3条第3項の規定に基づき、
年 月 日付けで申請があったこと
について、
認証基準を満たすものであることを認め、
認証するとともに、
認証票の使用を許可します。

年 月 日

長野県知事 印

品 目	
区 分	
認証番号	

認証票の使用許可に関する条件

認証票の使用許可期間	年 月 日 ～ 年 月 日
環境にやさしい農産物の販売又は出荷数量	
認証票の利用方法	
認証票の作製枚数	
その他の条件	

【注意】

認証票の印刷に際しては本認証通知書を印刷業者に提示し、
上記指定枚数の範囲内で作製してください。

別記第3-2号様式

別記第4号様式

<認証区分 50-50 の場合>



50

長野県認証 No. 50-000000

化学肥料の使用量、農薬の使用回数を
50%以上削減して栽培しました。

<認証区分 50-30 の場合>



30

長野県認証 No. 30-000000

化学肥料の使用量を50%以上、
農薬の使用回数を30%以上削減して栽培しました。

注1：認証マークはカラー印刷の場合、色の変更を認めない

○特色の場合

濃い緑：DIC250 薄い緑：DIC60

○CMYK4色印刷の場合

濃い緑：C100 M30 Y80 K0 薄い緑：C35 M0 Y80 K0

2：認証番号は必ず記載する

(削除)

別記第5号～6号様式 (略)

別記第3-2号様式

別記第4号様式

<認証区分 50-50 の場合>



50

長野県認証 No. 50-000000

化学肥料の使用量、農薬の使用回数を
50%以上削減して栽培しました。

<認証区分 50-30 の場合>



30

長野県認証 No. 30-000000

化学肥料の使用量を50%以上、
農薬の使用回数を30%以上削減して栽培しました。

注1：認証マークはカラー印刷の場合、色の変更を認めない

○特色の場合

濃い緑：DIC250 薄い緑：DIC60

○CMYK4色印刷の場合

濃い緑：C100 M30 Y80 K0 薄い緑：C35 M0 Y80 K0

2：認証番号は必ず記載する

()内は、実施要領第2条(1)、(2)に該当する場合に記載する。

別記第5号～6号様式 (略)

信州の環境にやさしい農産物認証書類審査結果

審査年月日： 年 月 日
 地域振興局名：
 審査員氏名： 印

1 申請者等（団体にあつては団体名及び代表者氏名）

申請者名				
品目名		認証区分		認証番号※

※ 認証番号欄は、継続申請の場合は、昨年度の認証番号を記載

2 審査結果

区 分	適・否	摘 要
1. 作目・品目	適・否	
2. 土づくり	適・否	
3. 肥料等の施用計画	適・否	
4. 農薬の使用計画	適・否	
5. 流通・販売計画	適・否	
6. 認証票利用計画	適・否	
7. <u>IPM 実践レベル</u> *区分 50-30 のみ	<u>A・B</u> <u>C・D</u>	
審査結果	適 合 ・ 不 適 合	

信州の環境にやさしい農産物認証書類審査結果

審査年月日： 年 月 日
 地方事務所名：
 審査員氏名： 印

1 申請者等（団体にあつては団体名及び代表者氏名）

申請者名				
品目名		認証区分		認証番号※

※ 認証番号欄は、継続申請の場合は、昨年度の認証番号を記載

2 審査結果

区 分	適・否	摘 要
8. 作目・品目	適・否	
9. 土づくり	適・否	
10. 肥料等の施用計画	適・否	
11. 農薬の使用計画	適・否	
12. 流通・販売計画	適・否	
13. 認証票利用計画	適・否	
14. <u>IPM 実践レベル</u> *区分 50-30 のみ	<u>A・B</u> <u>C・D</u>	
審査結果	適 合 ・ 不 適 合	

信州の環境にやさしい農産物認証現地確認調査結果

調査年月日： 年 月 日

地域振興局名：

審査員氏名： 印

1 申請者等 (団体にあつては団体名及び代表者氏名)

認証番号		品目	
申請者			
生産者		生産工程管理者	

2 計画変更 有 ・ 無

3 審査項目

項目	状況	特記事項
生産ほ場の区別 (看板の設置)	有 ・ 無	
土づくり	有 ・ 無	
肥料の使用	適 ・ 否	
農薬の使用	適 ・ 否	
I P M 実践レベル (*区分 50-30 のみ記載)	A・B・C・D	
審査所見		
審査結果	適合 ・ 不適合	

4 栽培管理状況

項目	特記事項
種子 ・ 種苗	
作物生育状況	
病虫害発生状況	
雑草防除	
ほ場管理	
施設管理	

信州の環境にやさしい農産物認証現地確認調査結果

調査年月日： 年 月 日

地方事務所名：

審査員氏名： 印

1 申請者等 (団体にあつては団体名及び代表者氏名)

認証番号		品目	
申請者			
生産者		生産工程管理者	

2 計画変更 有 ・ 無

3 審査項目

項目	状況	特記事項
生産ほ場の区別 (看板の設置)	有 ・ 無	
土づくり	有 ・ 無	
肥料の使用	適 ・ 否	
農薬の使用	適 ・ 否	
I P M 実践レベル (*区分 50-30 のみ記載)	A・B・C・D	
審査所見		
審査結果	適合 ・ 不適合	

4 栽培管理状況

項目	特記事項
種子 ・ 種苗	
作物生育状況	
病虫害発生状況	
雑草防除	
ほ場管理	
施設管理	

別記第8号

長野県達 番号

信州の環境にやさしい農産物認証取消通知書

住所

氏名

信州の環境にやさしい農産物認証要綱第7条第1項の規定により、 年 月 日付け長野県指令 番号で通知した認証（認証番号）については、次の理由により認証を取り消します。

年 月 日

長野県知事 印

理由

※認証取消届出書による取消以外の場合は、以下の文を記載

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に対して異議申し立てをすることができます。

また、この処分の取り消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に知事を被告として、裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

別記第9～14号様式 (略)

別記第8号

長野県達 番号

信州の環境にやさしい農産物認証取消通知書

住所

氏名

信州の環境にやさしい農産物認証要綱第7条第1項の規定により、 年 月 日付け長野県指令 番号で通知した認証（認証番号）については、次の理由により認証を取消し、認証票の使用を禁止します。

年 月 日

長野県知事 印

理由

(追加)

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に対して異議申し立てをすることができます。

また、この処分の取り消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に知事を被告として、裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

別記第9～14号様式 (略)